

## 中部電力(株) 浜岡原子力発電所 4号機 の 申請内容に係る主要な論点

平成26年3月6日 第2回審査会合資料  
原子力規制委員会 第90回原子力発電所の新規制基準適合性に  
係る審査会合 配布資料

## 中部電力（株）浜岡原子力発電所4号機の申請内容に係る主要な論点

新規制基準に対して提出された原子炉設置変更許可申請等に関し、これまでの審査会合やヒアリングを通じて確認した結果、主要な論点を以下の通り指摘する。これらについては、特に今後詳細な説明を求める。なお、これらは、現時点におけるものであり、今後の審査の進捗により変更が有り得る。

### （地盤・地震関係）

1. 敷地の地下構造及び地震動の増幅特性を把握するのに実施した調査・分析について、全ての評価結果を提示すること。
2. 速度構造が、ほぼ水平で相当な拡がりをもって想定される解放基盤表面の設定の妥当性（S波低速度帯の存在）について、説明すること。
3. 敷地内破碎帯であるH系断層の活動性等に関わる調査・評価のデータを提示すること。
4. プレート間地震について、地震規模、震源領域、地震動特性等の設定や不確かさの考慮に関わる検討内容を示すこと。
5. プレート内地震について、ディレクティビティ効果等を考慮した不確かさに関する検討内容を示すこと。さらに敷地下方の想定スラブ内地震の規模を7.0としているが、これを超える規模の地震が発生する可能性を否定する根拠を示すこと。
6. 基準地震動の鉛直動の大きさの設定に際して、水平動との関係性を評価・検討した内容を示すこと。

### （津波関係）

7. 津波の評価について、波源の位置、波源の特性等の設定に関わる検討内容を示すこと。また、不確かさの考慮として、想定東海、想定東南海、想定南海等の領域の連動等（時間差による重畳を含む）の検討内容も示すこと。
8. プレート間地震に伴う地殻変動について、敷地周辺における地震性海岸隆起に関する調査結果と検討内容を示すこと。
9. 耐津波設計において、4号炉取水槽に流入した津波が取水槽溢水防止壁を越えて施設内に流入しないとしているが、その根拠を示すこと。

### （プラント関係）

10. （竜巻）竜巻影響評価に関し、飛来物への防護策に関する妥当性等を説明すること。
11. （火山）降下物（火山灰）の性状を踏まえた建物、機器への影響を説明する

こと。

12. (内部火災) 火災防護対策の区画設定、火災感知設備、消火設備等の妥当性を説明すること。
13. (内部溢水) 溢水量の想定等の評価の妥当性について説明すること。
14. 確率論的リスク評価 (PRA) の手法及び実施結果について、説明すること。
15. PRA の実施結果を踏まえ、重大事故等対策の有効性評価における事故シーケンスグループ抽出等の妥当性、格納容器破損モード等に関する評価の十分性、対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
16. 重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスに対する対策等のシナリオ (事故状態、使用できる設備等) を想定する際の深層防護の考え方について説明すること。
17. 4号機と同時発災を仮定する他号機の事象の考え方について説明すること。
18. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に関して、常設の緊急時海水取水系を重大事故等対処設備とすることの妥当性を説明すること。
19. 格納容器圧力逃がし装置 (フィルタベント) の基本性能 (よう素除去効率を含む除染係数、排気を妨げる要因がないこと等) の根拠となる実験データ等を説明すること。
20. 格納容器圧力逃がし装置の運用方法、各運用方法に応じた放射性物質除去性能、作業環境、操作性等の成立性を説明すること。事故後の周辺作業環境等復旧作業を制約する要因がないことを説明すること。
21. 格納容器圧力逃がし装置使用時の一般公衆の被ばくをできる限り低減する方策が取られていることを説明すること。
22. プルーム通過中に中央制御室から待機所に避難している間、プラントの運転操作ができなくても支障がないことを説明すること。
23. 4号機と緊急時対策所の位置関係が重大事故対応に支障がないことを説明すること。
24. 大規模損壊時等の対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
25. 安全を確保・向上させるための原子炉主任技術者等の権限・体制、協力会社を含め全社的体制を説明すること。